

2020年度 法科大学院

第4期入学試験問題

1 時限

憲法

(論文式)

試験時間 50 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

195×年10月、Yは貨物の密輸出を企て、所轄の税関の輸出免許を受けずに、小型船舶A丸に高級ブランド服飾品・バッグ類など20箱（原価1000万円相当）を積み込み、韓国に向けて渡航しようとしたが悪天候のため果たせず、博多沖合いで海上警邏中の水上警察署警察官の職務質問を受け、密輸出の企図が露見した。

A丸はYの所有物であったが、密輸出しようとした服飾品・バッグ類（以下「本件服飾品等」という。）はBの所有物であった。当時、関税法第118条は、おおむね以下のよう
に定めていた。

「第109条から第112条〔すなわち密輸出入等：引用者注〕の犯罪に係る貨物、その犯罪行為の用に供した船舶若しくは航空機・・・は、没収する。但し、犯罪貨物等が犯人以外の者の所有に係り、且つ、その者が左の各号の一に該当する場合は、この限りではない。

一 第109条から第112条まで〔すなわち密輸出入等：引用者注〕の犯罪が行われることをあらかじめ知らないでその犯罪が行われた時から引き続き犯罪貨物を所有していると認められるとき。

二〔以下略〕

Yの有罪を認めた地方裁判所は、Yの取調べ調書その他の証拠類から、Bが犯罪が行われることをあらかじめ知らなかった（すなわち善意であった）とは判断できないとして、A丸のみならず本件服飾品等も没収する附加刑をYに科した。

設問

あなたがYであったら、この関税法の規定と本件服飾品等を没収する附加刑に対して、どのような憲法上の主張をするか、論じなさい。

（解答は全て解答用紙に記入すること）